

# 大阪府総務部契約局委託役務業務の最低制限価格等算定要領

## (目的)

第1条 この要領は、委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）の入札について、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）の運用の第53条の3関係の1に規定する電子入札により行う場合における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算出について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 規則第57条第2項に規定する最低制限価格をいう。
- (2) 最低制限価格算出基礎額 最低制限価格の算出の基礎となる金額をいう。
- (3) 低入札価格調査基準価格 規則第57条第2項に規定する低入札価格調査基準価格をいう。
- (4) 低入札価格調査基準価格算出基礎額 低入札価格調査基準価格の算出の基礎となる金額をいう。
- (5) 消費税 取引にかかる消費税及び地方消費税額をいう。

## (最低制限価格等を設定する委託役務業務)

第3条 最低制限価格等を設定する委託役務業務は、契約局長が契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めた場合に限るものとする。

## (最低制限価格等の算出)

第4条 最低制限価格等の算出は、次のとおりとする。

- (1) 入札執行後の公表を行う委託役務業務の最低制限価格等は、最低制限価格算出基礎額及び低入札価格調査基準価格算出基礎額（以下「算出基礎額」という。）を第5条の規定による処理により算出した額に消費税を加算したものとする。
- (2) 入札執行前の公表を行う委託役務業務の最低制限価格等は、算出基礎額に消費税を加算したものとする。

2 算出基礎額の算出方法は、別に定める。

## (ランダム係数処理)

第5条 ランダム係数処理は、大阪府電子入札システム（以下「システム」という。）に装備されている「予定価格登録」画面の「乱数指定」を使用し、システムにより無作為に乱数を発生させて行うものとする。

2 ランダム係数処理による額の算出は、算出基礎額の千円未満の端数を切り上げた額に、1から1.0050までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、システムが無作為に選択した数値を乗じることにより行うものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

## 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降の公告案件から適用する。

## 参 考

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理

算出基礎額	32,006,010 円	
算出基礎額の千円未満の端数を切り上げ ⇒ 32,007,000 円 (下限値)		
基準価格	<p>【システム選択数値】</p> <p>↓</p> <p><math>32,007,000 \times \underline{1.0050} = 32,167,035</math></p> <p><math>32,007,000 \times \underline{1.0049} = 32,163,834.3</math></p> <p><math>32,007,000 \times \underline{1.0048} = 32,160,633.6</math></p> <p><math>32,007,000 \times \underline{1.0000} = 32,007,000</math></p>	<p>【基準価格】</p> <p>↓ (千円未満 切り捨て)</p> <p>⇒ 32,167,000 円</p> <p>⇒ 32,163,000 円</p> <p>⇒ 32,160,000 円</p> <p>⇒ 32,007,000 円</p>

この範囲内で  
システムにより算出